

新型コロナウイルス感染防御のための、当所等主催の 会議・イベントの実施基準について（第二報）

令和2年3月16日
上越商工会議所
会頭 高橋 信雄

新型コロナウイルスについては、3月12日、WHO（世界保健機構）が、『パンデミック（感染症の世界的大流行）』を認定しました。

さらに、日本でも、首相が『緊急事態宣言』を出すことも可能な「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の対象に、新型コロナウイルスを追加することが決定しました。

また、3月9日の政府の専門家会議の見解では、「爆発的感染は抑えられているものの、感染拡大が始まる可能性は十分ある」とし、3月19日頃に、「大規模イベント等の自粛要請等の効果を評価、判断する」としました。

それを受けて、政府では、3月10日に、概ね10日間程度の自粛要請の延長を要請しました。

こうしたことから、去る3月2日に、標記の実施基準を定め、志達したところであるが、引き続きこの実施基準に基づき、感染拡大機会の防止と減少に努めるものとする。

なお、職員にあつては、会員、来訪者に対し、感染防御への理解協力と徹底を要請するとともに、自らと家族の感染防止にも努めるよう改めて示達する。

1 実施基準の当面の期限

令和2年3月16日（月）以降当面の間

ただし感染拡大の状況や国、県、市等の対応動向に合わせて短縮または延長することがある。

以上